

この税は、登記の有無や有償・無償またはその原因（売買、贈与、交換など）

●納める人

- ・家屋を新築、増築、改築、売買、交換、贈与などにより取得した人
- ・土地を売買、交換、贈与などにより取得した人

●納める額



●非課税または免税となるとき

次の場合には、不動産取得税は課税されません。

- ①相続により不動産を取得した場合
- ②土地改良事業[※]

満の場合

※他にも非課税等となる場合がありますので、詳しくは県税事務所にお問い合わせください。

新築住宅とその土地を取得した場合の軽減措置について

に係る軽減

要件	軽減される額	必要な書類等
用車庫・物置等を含む)が50m ² (賃貸 戸につき40m ²)以上240m ² 以下であ したす住宅を「特例適用住宅」といいます。)	価格から一戸につき 1,200万円を限度 として控除 (長期優良住宅(※1)を取得した 場合は、1,300万円を限度として 控除します(※2)。)	1 不動産取得税申告書 2 印鑑 (※3)

住宅とは、長期優良住宅の普及の促進に関する法律第7条の規定に基づき「認定通知書」が交付された住宅

日及び取得年月日が平成21年6月4日から平成30年3月31日までのものに限りま

住宅に係る軽減措置の申請をする場合は「認定通知書」が必要です。

軽減

要件	軽減される額	必要な書類等

★計算例(宅増築住宅と住宅用車庫を新築した場合)

新築未使用住宅(建売住宅、新築マンションなど)とその土地を取得した場合の軽減措置について

★新築未使用住宅(建売住宅、新築

要 件	軽減される額	必要な書類等
	(長期優良住宅(※1)を取得した場合は、1,300万円を限度として控除します(※2)。	

(※1)長期優良住宅とは、長期優良住宅の普及の促進に関する法律第7条の規定に基づき「認定通知書」が交付された住宅をいいます。

(※2)新築年月日及び取得年月日が平成21年6月4日から平成30年3月31日までのものに限りませう。

(※3)長期優良住宅に係る軽減措置の申請をする場合は「認定通知書」が必要でせう。

中古住宅(中古マンション)とその土地を取得した場合の軽減措置について

★中古住宅(中古マンション)に係る軽減

要 件	軽減される額	必要な書類等
<p>次の①～③すべてを満たすときに軽減されます。</p> <p>① 取得した人が自己の居住の用に供すること</p> <p>② 住宅の床面積が50m²以上240m²以下であること (住宅用車庫・物置等)</p>		



利用税は、ゴルフ場の

- 納税義務者
ゴルフ場を利用した人(利用料を徴収したゴルフ場を通じて納めることになっています。)

- 納税

場合には、ゴルフ場の利用料が受けられます。

未満の者による利用
以上の者による利用
者による利用

●申告と納税

ゴルフ場の経営者が、毎月分を翌月末日までに申告と同時に納めることになっています。

●市町村への交付

県に納入されたゴルフ場利用税の7/10相当の金額は、そのゴルフ場所在の市町村に交付されます。

●取扱県税事務所

ゴルフ場利用税と軽油引取税(P.34)を取り扱う県税事務所は、軽油引取税のページ(P.35)に掲載しています。

平成27年度基準+25%達成
(平成22年度基準+57%達成(※))

平成27年度基準+5%達成
(平成22年度基準+32%達成(※))

●申告と納税

次に掲げる日までに、売買契約書その他の自動車の取得価額を証明する書類の写しを添えて、申告し、納めることになっています。

- 新規登録または使用の届出をすべき自動車を取得した場合
- 移転登録をすべき自動車を取得した場合

- その他の自動車を取得した場合

※なお、申告と納税の窓口は、運輸支局・自動車検査登録事務所(P.55)・軽自動車検査協会の近くに設置しています。

●市町村への交付

県に納められた自動車取得税の66.5%相当額